

奈良市食育ネット規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、奈良市食育ネットと称する。

(目的)

第2条 この会は、食育基本法及び奈良市食育推進計画に基づき、家庭や地域、学校、事業所等の連携・協働を促進することで市民が「食」を通じて健全な心と体を培い、健康で豊かな生活が送れるまちづくりに資することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食育活動を推進する民・産・学・官等の関係者のネットワークを推進する事業
- (2) 地域の食育に関する普及啓発事業
- (3) 奈良市及び地域団体並びに関係団体との協働による食育の推進
- (4) 本会の活動に関する広報活動
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 この会の会員は、奈良市内において活動するものであって、第2条に掲げる目的に賛同して入会した広域的な団体等とする。

(申込及び登録)

第5条 食育ネットに参加しようとする者は、申込書(様式1)を、を事務局へ提出し、登録を受けなければならない。

- 2 事務局は、申込書に記載された事項が第2条に該当すると認められるときは、登録し、公表することができる。
- 3 登録された参加団体が、第2条の要件に適合しなくなったとき、又は、公序良俗に反するなど、本事業の適切な運営に支障が生じる恐れのある場合には、幹事会による承認を経て登録の削除を行うことができるものとする。
- 4 公表を希望する参加団体の事業所名や団体名、活動内容等を市ホームページ等において公開する。ただし、営利を主たる目的とする内容は公表しない。

(会費)

第6条 この会は、原則として会費は徴収しない。ただし、第3条に掲げる事業を行うため総会において臨時的な会費徴収の決議があった場合はこの限りでない。

(退会)

第7条 会員は、別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

第3章 役員

(役員)

第8条 この会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 複数名

(職務)

第9条 代表は、この会を代表し、業務を総括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき、又は欠けたときは、代表があらかじめ定める順位によりその職務を代理する。

(選任)

第10条 代表及び副代表は、総会において会員の中から選任する。

(任期)

第11条 代表及び副代表の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 代表及び副代表は、任期満了後であっても、後任者が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

3 補欠により就任する代表及び副代表の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 総会

(種別)

第12条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第14条 総会は、この規約の規定によるもののほか、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 解散
- (4) その他この会の運営上重要な事項

(開催)

第 15 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、代表が必要と認めたときに開催する。

3 総会は原則公開とする。

(招集)

第 16 条 総会は、代表が招集する。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、代表が務める。

(定足数)

第 18 条 総会は、会員の過半数が出席しなければ開会することができない。

(決議)

第 19 条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 20 条 やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者または表決委任者は、総会に出席したものとみなす。

第 5 章 幹事会

(幹事会)

第 21 条 この会の事業の円滑な執行を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、代表、副代表及び幹事をもって構成し、代表が、幹事会の議長を務める。

3 幹事は総会で選出し、13 名以内とする。

4 幹事の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 22 条 この会の事務を処理するため、奈良市観光経済部農政課に事務局を置く。

第 7 章 その他必要事項

(その他必要事項)

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成27年3月25日から施行する。(旧奈良市食育つながるネット)

この規約は、平成30年5月25日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

この規約は、令和元年6月22日から施行する。